

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿(焼却)

平成27年度

会社名 株式会社 日出エコセンター

対象期間:平成27年4月1日～平成28年3月31日

1.焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種類	平成27年										平成28年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
燃え殻														.00t
汚泥														.00t
廃油														.00t
廃酸														.00t
廃アルカリ														.00t
廃プラスチック類														.00t
紙くず	.06t	.18t	.54t		.44t		.91t			.24t		1.33t		3.70t
木材	78.95t	60.34t	113.94t	75.35t	87.82t	61.26t	53.72t	72.82t	70.00t	30.30t	66.27t	102.90t		873.67t
木材(課税免除)												-8.07t		
木材混合				12.87t										
木材混合(課税免除)				-12.87t										
繊維くず	.05t	2.30t	2.65t	1.23t	3.75t	.96t	.56t	.83t	2.14t			2.21t		16.68t
動植物性残さ														.00t
動物系固形不要物														.00t
ゴムくず														.00t
金属くず														.00t
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず														.00t
鋸さい														.00t
がれき類														.00t
動物のふん尿														.00t
動物の死体														.00t
ばいじん														.00t
処分するために処理したもの(13号廃棄物)														.00t
特別管理産業廃棄物														.00t
燃えやすい廃油														.00t
pH2.0以下の廃酸														.00t
pH12.5以上の廃アルカリ														.00t
感染性産業廃棄物														.00t
その他( )														.00t
合計	79.06t	62.82t	117.13t	76.58t	92.01t	62.22t	55.19t	73.65t	72.14t	30.54t	58.20t	106.44t		885.98t

2. 燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二 - 口、規十二条の七の五 - 口]

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度	焼成炉温度 <sup>※4</sup>
測定位置	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>	/
測定結果が得られた日	平成 28年5月27日	平成 28年5月27日	平成 28年5月27日	
測定結果	事業場にて閲覧	事業場にて閲覧	別紙2の通り <sup>※2</sup>	

3. ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二 - 八、規十二条の七の五 - 八]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	平成28年4月28日	平成28年4月27日

4. 排ガスの測定結果[規十二条の七の二 - ニ、規十二条の七の五 - ニ]

		6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置		別紙1の通り <sup>※1</sup>	別紙1の通り <sup>※1</sup>
採取した年月日		平成 年 月 日	平成28年4月28日
測定結果が得られた日		平成 年 月 日	平成28年5月27日
ダイオキシン類 <sup>※3</sup>		/	1.3 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )
ばい煙量又は ばい煙濃度 <sup>※3</sup>	硫黄酸化物	0.037 ( m <sup>3</sup> N/h ) <sup>※5</sup>	/
	ばいじん	0.026 ( g/m <sup>3</sup> n ) <sup>※5</sup>	
	塩化水素	10 ( g/m <sup>3</sup> n ) <sup>※5</sup>	
	窒素酸化物	48 ( PPM ) <sup>※5</sup>	

※1 焼却施設のフロー図に明示すること。※2 連続記録紙を添付すること。※3 計量証明書を添付しても良い。※4 ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合。※5 単位を記入すること。